

「長崎県立高等学校の通学区域に関する規則」について

本校の通学区域は次のとおりです。

| | |
|-----|--------------|
| 普通科 | 島原市、雲仙市、南島原市 |
| 理数科 | 長崎県全域 |

※所属通学区域の認定は令和2年1月15日現在とする。

普通科において、上記通学区域外からの志願は、「区域外志願」となり募集定員の7パーセント以内（14名以内）の範囲における選考となります。

県内特殊事情証明願

令和2年4月ごろまでに、保護者が転勤等のため、本校の通学区域に住所を変更し、本校を志願する場合は、在籍中学校長に願い出て

- ① 「**県内特殊事情証明書**」（様式2-1 中学校長の公印が必要）
※市町立中学校に在学している場合は、市町教育委員会の公印も必要

と、

- ② 保護者の「**転勤証明**」又は移転先の「**住民票の写し**」等を入学願書等の必要書類に添えて提出してください。

※通学区域は、「区域内志願」となります。

県外からの入学志願

県外からの入学志願者は、下記の「(1) 資格」を有する者で、「(2) 志願の手続き」によりあらかじめ長崎県教育委員会の承認が必要となります。

(1) 資格

次の各項のいずれかに該当する者

- ① 保護者等（注1）の住所が長崎県にある者
 - ② 入学時に保護者等が長崎県に居住する見込みの者
 - ③ 保護者等が志願学区内に転住できない場合、保証人（注2）を確保できている者
- なお、資格③によって、県外からの志願者に入学を許可し得る数は、12名以内とする。

（注1）「保護者等」とは、親権を行う者又は未成年後見人もしくはこれに準ずる者（祖父母や親戚）として教育長が認める者をいう。

（注2）「保証人」とは、志願学区内に居住する成年者で、入学後に生徒の日常生活に関わりを有することができ、別途定める「保証人に関する取扱要綱」により教育長が認める者をいう。

(2) 志願の手続き

県外からの志願者は、まず令和2年1月10日（金）までに本校及び長崎県教育庁高校教育課に電話で申し出てください。

前項①又は②の志願者は「**県外特殊事情承認願**」（様式2-2 公印が必要）、及び保護者の「**本県における住民票の写し**」又は「**本県への転勤証明書**」等を在籍中学校に提出し、在籍学校校長から長崎県教育庁高校教育課長あてに提出し、あらかじめ長崎県教育委員会の承認を受けてください。

前項③の志願者は、「**県外特殊事情承認願**」（様式2-2 公印が必要）、「**県外からの入学志願に係る保証人届**」（様式2-3 本校校長の副申が必要）、「**欠格条項調査書**」（様式2-4）、及び「**保証人の住民票の写し**」を在籍中学校に提出し、在籍学校校長から長崎県教育庁高校教育課長あてに提出し、あらかじめ長崎県教育委員会の承認を受けてください。

「**県外特殊事情承認願**」の受付期間は、令和2年1月17日（金）から2月4日（火）まで（必着）となっています。審査の結果は、長崎県教育委員会から直接在籍（又は出身）中学校長へ通知されます。

特殊事情を承認された者は、

- ① 長崎県教育長の承認印のある「**県外特殊事情承認願**」を入学願書等の必要書類に添えて提出してください。

※通学区域は、「本校の通学区域」によります。

志願に必要な様式は、長崎県教育委員会の高校教育課ホームページから取得してください。取得が可能となる期日は令和2年10月1日（火）の予定です。

（高校教育課ホームページ） <http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>